

令和5年10月教育委員会定例会 議事録

日時 令和5年10月5日(木)

場所 県庁行政棟7階「教育委員会室」

令和5年10月教育委員会定例会 議事録

開催日時	令和5年10月5日(木) 14時00分
開催場所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出席委員	廣田委員、森委員、嶋崎委員、芹野委員
出席職員	狩野教育次長、桑宮教育次長、岩尾学芸文化課長、池田長崎図書館長、長池児童生徒支援課長、岡野義務教育課長、谷口義務教育課人事管理監、植松高校教育課人事管理監、高稲教職員課長
開 会	<p>(廣田委員)</p> <p>本日の会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項により、教育長に事故がある場合はあらかじめその指名する委員がその職務を行うとされておりますので、規定にのっとり教育長職務代理者が務めます。</p> <p>それではただ今から、10月定例会を開会いたします。なお、本日は、伊東委員より、所用により欠席する旨、連絡をいただいておりますので、ご了承願います。</p> <p>それでは、本日の議事録署名委員を私から指名させていただきます。議事録署名委員は、芹野委員、嶋崎委員の両委員にお願いいたします</p> <p>次に、9月定例会の議事録は、各委員に送付されておりますが、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p>
前回会議録承認	<p>(廣田委員)</p> <p>ありがとうございます。ご異議ないということでございますので、前回の議事録は承認することにいたします。それでは、各委員ご署名をお願いいたします。</p> <p>本日提案されている議題等のうち、冊子2、冊子3及び冊子4につきましては、教育委員会の会議の非公開に関する運用規程により、非公開として協議を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p>

第 18 号 議 案

御異議ないようですので、そのように進めていきます。では、「定例教育委員会冊子 1」について審議いたします。第 18 号議案について、提案理由の説明をお願いします。

(岩尾学芸文化課長)

冊子 1 の 1 ページをご覧ください。第 18 号議案「文化財の県指定等について」ご審議をお願いします。今回の指定案件は、有形文化財(建造物)として佐世保市所在で個人所有の「山下家の貯蔵蔵」、有形文化財(美術工芸品)として佐々町所有の「狸山支石墓群出土ヒスイ製大珠」の 2 件を新たな県指定文化財として、指定しようとするものであります。2 ページをご覧ください。山下家の貯蔵蔵は、写真の中央部分の建造物になります。山下家は、平戸街道沿いにあり、酒造を営むとともに江迎本陣として藩主松浦公の宿泊の本陣にあてられておりました。5 ページの補足資料、上段の潜龍酒造(山下家)全体平面図をご覧ください。右側の黄色部分は江迎本陣跡として平成 10 年に県史跡に指定されております。平面図の左部分が酒蔵になりますが、酒蔵の創業は元禄年間 1688 年から 1704 年で、青色部分の「もと蔵」は創業当初のものと言われており、こちらも昭和 50 年に県有形文化財(建造物)に指定されております。中央の赤色部分が今回指定しようとする「貯蔵蔵」で創業から約 100 年後の 1800 年ごろに建てられたものになります。2 ページにお戻りください。構造は木造土蔵造、中柱 2 本で支えられており、室内に立つ柱の本数を減らし、内部空間を広く使うための工夫が「もと蔵」から継承されています。また、写真の「小屋組」の登り梁は、写真にありますように軒桁の下に柱 3 本にわたって取り付けした「受け胴差し」を入れた丈夫な造りで、荷重の分散を図っております。このような丈夫な造りの架構法で現存する古い蔵は少ないということです。さらに、現在も江戸時代から変わらず山下家によって、酒蔵として現役で使われている点も歴史的な価値があるとされております。

次に 3 ページをご覧ください。「狸山支石墓群出土ヒスイ製大珠」です。昭和 32 年に発掘調査を行った狸山支石墓群の 6 号支石墓の箱式石棺から出土した副葬品になります。出土の状況については、6 ページの補足資料も参考にご覧ください。狸山支石墓群は、佐々町に所在する時期は弥生時代早期～前期と考えられている 7 基からなる支石墓群で、昭和 33 年に県史跡に指定されております。今回の大珠の石材は、福岡市埋蔵文化財調査センターに依頼した比重測定や各種化学分析によりヒスイであることが確認できております。また、複数の研究者や専門機関であるフォッサマグナミュージアムから長崎変成

質

疑

岩のヒスイではないとの意見をいただいております。遺跡で出土するヒスイのほとんどが新潟県の糸魚川産であることを踏まえるとその可能性が高いとのことであります。大珠は、縄文時代中期中葉以降東日本で出現し、近畿地方を経て、縄文時代後期初頭～前葉には九州に伝播し、後期中葉には使用が終了すると考えられています。本ヒスイの年代は弥生時代早期～前期であり、日本列島で最も新しい時期の大珠となります。さらに、縄文時代の伝統的な装身具である大珠が、朝鮮半島系の墓制である支石墓の副葬品として確認された貴重な例であり、長崎県の縄文時代から弥生時代への転換期の特徴を反映した考古資料として学術的に貴重であるとされています。以上、新たな県指定2件について、先日開催した長崎県文化財保護審議会から答申をいただいております。長崎県指定文化財としてふさわしいと考えておりますので、ご指定いただきますようよろしくお願いいたします。説明は以上になります。

(廣田委員)

今説明をしていただきましたけども、何か質問、ご意見はございませんか。

司会をしながらにはなりますが、それでは私から何点か質問いたします。この酒蔵の指定というのは、もともとこの山下家の貯蔵蔵以外にもすでに指定があったということなんですけども、私は酒蔵の指定というのはあまり聞いたことがありませんでした。酒蔵というのは酵母菌などが住んでいてその関係でなかなか文化財として難しいのではないかと思います。酒蔵を文化財に指定するということが今まであったのかという疑問がありまして、そういう指定が過去にあったのかお尋ねします。

(岩尾学芸文化課長)

本県におきましては、先ほど説明でもありましたけど昭和50年に山下家のもと蔵が指定されておりますけれども、それ以外にはございませんでした。九州各県を調べましたが、そちらの方も今のところはありませんでした。

(廣田委員)

酒蔵の指定というのは、先ほど言ったように発酵させるための酵母菌などがあるので、そういう意味では文化財に指定してしまうと、何か手を加えてはいけないとか、店にとって不都合な部分も出てくるのではないかと思います。そういった指定されたことによる不都合

が出てくるのか、あるいは利点というのがあるのか、それを教えてください。

(岩尾学芸文化課長)

特に今回の山下家につきましては、当時から今に至るまで酒造を営んでいらっしゃるという、ずっと使い続けてるということも価値の一つでございます。その点で酒造を営むという点に関して制約等は特にございませんけれども、県指定ということで言わせていただければ、修理や何か構造物を付け加えるといったような現状を変更するという場合には許可の申請が必要になったり、災害等で毀損が生じた場合や、所有者が変わった場合等には届け出をしていただいたりというような必要な事項は発生するということになります。あと利点ということで言いますと、維持管理であるとか、保存修理等を行う時に補助制度があるということや、そういった保存や修理を行うときには、専門家のアドバイスや助言を受けられるといった利点もございます。

(廣田委員)

ちょっとまだよくわからないんですけど、酒蔵を指定するということは、屋内にいる生きた酵母菌とかっていうものをずっと現状維持していかないといけないということになってくるのかなと思ったんですよ。指定することによって現状を変えてはいけないということになるとすると、そういうところに影響が出てこないのかなと思ったんですけど、そういうことはないんですか。

(岩尾学芸文化課長)

今のところ酒造の営業といいますか、そういった営みに関して指定することによって何かの制約を受けるということはないと思います。

(廣田委員)

私は山下家をよく知らないんですが、聞いたことあるような気がするんですけど、お酒の銘柄としては何という銘柄ですか。

(岩尾学芸文化課長)

潜龍酒造ということで、長崎の方から平戸に向かう途中の江迎町のですね、川沿いにございまして、江迎本陣ということで先に指定されているとご説明しましたがけれども、そちらが少し観光の名所といいですか、そういった意味で有名な場所でございます。

(廣田委員)

次の質問に移りますけども、私は初めてヒスイ製大珠という言葉を知りました。非常に珍しいものなのだろうと思いますが、資料の3ページの記述の中で縄文時代に東日本に出現し、そして近畿地方に、そして九州に伝播して、ということのようですが、もし韓国から渡ってきたとしたら、一番近いのは長崎県の対馬なので、そこからのルートで東日本へと上がっていくのではないかなと思いましたが、もちろん島根からという場面もあるかもしれませんが、長崎から広がっていったというルートはないんですか、縄文時代のこの記述について。

(岩尾学芸文化課長)

縄文時代から弥生時代にかけて発見されているヒスイ製大珠ですけども、ほとんどが新潟県の糸魚川産ということで、日本製であるということで研究が進んでいるようでございまして、そこから近畿だったり、西日本だったり、東北のほうであったり、そういった方向に広がっていったのではないかという説明がされております。

(廣田委員)

そうするとこのヒスイ製大珠というのは日本の糸魚川で採れたヒスイで作ったものということですか。その大珠自体が朝鮮半島でできたということではないんですね。

(岩尾学芸文化課長)

おっしゃるように、糸魚川で採れたヒスイを使って加工したものが、日本の中で広がっていったということです。

(廣田委員)

それならわかります。それでは、私の質問は以上です。他にありませんか。

(芹野委員)

少し重なる部分もあるんですが、私自身はこの潜龍酒造さんには何回か足を運んだことがありますし、山下さんもよく存じ上げております。特に5ページ目の右側の本陣屋敷跡というところは、お殿様が宿泊した屋敷跡であったり、お殿様が使ったトイレが残っていたり、音の鳴る井戸があったりというのは非常に観光的にも価値があると私自身は感じていますので、こういう一連のものを残していくということは文化財としていいのかなと思います。少しお尋ねしたいのは、ま

	<p>ず1点目は昭和50年にもと蔵が文化財に指定されているんですが、そこから40数年遅れて今貯蔵蔵が指定される理由が何かあれば教えてください。2点目は先ほど廣田委員からの質問にも関連しますが県の有形文化財に指定されるときに、保存のためにかかる費用について、年間いくらまでという定めがあるのか、先ほどは申請があれば助成するということでしたが、それだけなのかどうか。それからこれはちょっと下世話な話になりますが、固定資産税とかはどうなるのかなど。そういったものがあるのかないのかぐらいは知識として知っておきたいのですが。</p> <p>(岩尾学芸文化課長)</p> <p>まずもと蔵が文化財に指定されて、次にこの貯蔵蔵ということで順番が来ておりますけれども、もと蔵は創業当時のもので、今回の貯蔵蔵は創業から100年後に作られているという、その年代が少し遅くなってきたことによってその価値がきちんと定まってきたということがあり、順番に指定するという形になってございます。次に補助の件ですが、制度としましては長崎県の指定文化財につきましては県の方から2分の1以内で助成をすることとなっておりますので、予算の範囲内でございますけれども、そういった申請があった時点でその制度にのっとって助成をすることになります。それから固定資産税の関係ですが、県指定の文化財に関しては特に減免ということはございません。国指定の文化財であれば、固定資産税であったり、相続税であったり、そういったところの減免があると聞いております。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>ほかにご意見ありませんか。ないようですので、質疑討論をとどめて採決をいたします。第18号議案は原案どおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>ご異議ないものと認めます。よって第18号議案は原案のとおり可決することに決定されました。</p> <p>では次に、報告事項に入ります。報告事項(1)について説明をお願いいたします。</p> <p>(池田長崎図書館長)</p>
採決	
可決	
報告事項(1)	

それでは「県立長崎図書館の活動報告について」ご説明いたします。資料7ページをご覧ください。現在の状況と課題について1にまとめております。詳細はこの後ご説明いたしますが、開館以来、全体としては一定の成果を上げることができたのではないかと考えております。ちなみに本日10月5日は開館記念日でございます。利用が難しい離島半島部の方々の利用をさらに促進していくことが現在私どもの考える喫緊の課題でございます。今回導入いたしました電子書籍、図書館アプリ等の導入を生かし、利用促進のための周知・広報にさらに力を注いでまいりたいと考えております。

2についてですが県立図書館と市立図書館の主な役割を示しております。資料のとおりその役割は異なっておりますが、県立でもあり市立でもあるミライオン図書館はその両方の役割と責任を有する図書館としての特徴を持っております。これも詳細は省きますが県立図書館は、ミライオン図書館の中において大村市と共同で行う貸出等の業務に加え、全県的な立場で資料保存センター的な機能や市町立図書館等への支援、職員の資質向上を図るための研修会の開催、情報提供等を行っているところです。県立、市立のそれぞれの強みを生かしながら、さらにその充実に努めてまいりたいと考えております。

次の8ページをご覧ください。「3 県立図書館の活動実績」についてご説明いたします。「(1)各年度末の蔵書数」です。郷土資料センターを含む県立のみの蔵書数となっております。令和4年度末で累計約136万冊の蔵書を保管・活用いたしております。「(2)利用状況」でございますが、令和4年度末ではミライオン図書館における年間館外貸出冊数約85万冊、登録者4846人、入館者約36万5000人となっております。郷土資料センターは、館外貸出冊数約3万5000冊、登録者年間1080人、入館者約4万人となっております。開館初年度としては一定の成果が上がったものと捉えております。なお、ミライオンの館外貸出冊数は都道府県立図書館としては全国2位にあたりと伺っております。(3)(4)の貸出状況については別紙資料で改めて説明いたします。

資料10ページをご覧ください。横長の資料です。離島部と本土部に分けて記載いたしております。左側の数値は、当該市町の人口に対して当該市町の図書館にどの程度の登録がなされているかを示したものです。島部の登録者の割合が全体で60.1%と本土部と比較して高いことが分かります。中央の数値は本年8月末現在で、県立図書館の累計登録者に対して今回のアプリ登録者の割合がどの程度になっているかを示したものです。ちなみにアプリ登録はマイナンバーカードを用いて非来館型で利用登録ができるサービスです。アプリ登録

質 疑	<p>は開始から約5か月の数値となります。決して多い人数とは言えませんが、これまでの実績を見ると島部等において一定の効果が見えております。右側は、各市町立図書館が保有している蔵書に対して昨年度県立図書館から当該市町に協力貸出を行った冊数の割合を示したものです。市町によって差はあるものの、島地区の割合が若干高くなっていることが分かります。なお、貸出は本土部においては協力車及び宅配、島部には宅配のみで行っております。</p> <p>資料11ページに県立図書館の累計登録者及びアプリ登録者の内訳を整理いたしております。現在でも離島半島部の方の県立図書館への登録が少ない状況が続いております。地理的な状況を勘案するといったしかたない面もありますが、今回導入した、マイナンバーカードを活用したいつでもどこでも県立図書館の利用登録ができるアプリ登録は、本館の書籍類を利用いただく有効な手段になりえると考えております。現在も県内の図書館職員を集めた実務研修会や直接アプリ登録を支援する体験会等を通じて啓発に努めておりますが、今後も多くの地区に直接出向きアプリ登録の支援や市町立図書館職員への広報等に努めてまいりたいと考えております。報告は以上です。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>ただいまの報告に対しまして、ご質問ご意見等ございませんか。そしたらまた私からよろしいでしょうか。一番気になっていたのは長崎図書館が長崎市から大村市に移転をしたことについてですが、今全国第2位という発表がありましたけど、そうであれば以前長崎にあったときよりも貸出数や来館者数というのは増えているのかなという思いもあるんですが、長崎市が一番登録者も貸出数も少ないということが気になります。</p> <p>(池田長崎図書館長)</p> <p>今私の手元にあります資料で言いますと、平成28年度が39万冊、それから29年度も39万冊です。それから平成30年度が23万冊となっておりますから、それから比較すると2倍か3倍以上の貸出冊数になっているととらえることができると思います。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>それを聞いてちょっと安心したんですが、長崎市が県内で一番人口が多いのに長崎市にあったときよりもある程度貸出数が増えているというのは、大村市や諫早市といったところの人たちが本を借りて、増えているということだから、そういう意味ではあそこに移転してよ</p>
-----	--

かったのかなという思いもあります。それからもう一つ気になるのは市町への協力貸出状況の中で長崎市が極端に少ないんですが、これは長崎市にある市立の図書館が充実してるのかなという思いもあるんですが、長与町は4607、時津町は5938、それから新上五島町は4272ということだから、こういった3町は4000以上貸し出しを出しているのなんでなのかと。長与や時津の図書館が充実していないからこうなってるのかなという思いもあるんですが、なぜこの2つが突出しているんでしょうか。

(池田長崎図書館長)

まず協力貸出についてですが、協力貸出は市町立図書館等が利用者の求める資料を所蔵していない場合に、随時県立図書館の資料を貸し出す市町を支援するシステムになっております。例えば長崎と佐世保の場合は、そもそも蔵書がかなりありますので、比較的自館で対応できているということになるのではないかと思います。長与と時津については一定の蔵書数を持っておられるんですけども、非常に人口が多くて利用する方々も多い。ですから当然自館にない書籍というのはかなりあるのではないかとということで、協力貸出が増えているという経緯があります。新上五島町は実は分館も含めて5館ございます。各館の蔵書の数はかなり少なくなっていますが、ここの特徴はレファレンスにあります。つまり説明をしたり、いろいろな本の紹介をするという機能が非常に充実している図書館だなと思います。例えば求めに応じてどんな本が必要ですかとか、どんな分野ですか、それは自館にはありませんが県立図書館から取り寄せますというように、県立図書館を使うというシステムが非常にうまくいっています。ですから、当然頻繁にこちらの方は本を送ることになるんですが、年間4000冊というのは、他の島地区と比べてもそういった図書館の努力というところで少し増えてるのかなと私はとらえております。

(廣田委員)

そうであればその新上五島町がやってるような図書館運営のあり方というのを、利用が少ない例えば小値賀や波佐見や東彼杵あたりにも紹介してあげたほうがいいんじゃないかなという気がします。それはどうですか。

(池田長崎図書館長)

特に東彼3町というのはすぐ近隣の町でもありますので、ぜひ働きかけをやっていきたいと思います。例えば対馬の場合は巖原にしか図

書館がございません。ですから協力貸し出しをするにしても、巖原の図書館に私どもは送ることになるんですが、例えば上対馬にお住まいの方が取りに行こうと思ったら、1時間半かけて巖原まで行かないといけない。当然帰りはそれから戻って、返すときも同じような時間をかけなければならないという、地理的なハンデというのが非常に大きな地区もございます。実は昨年度お願いをして上対馬にも職員を1人置いていただいて、そこで対応していただくようにしたんですけども、いくらか軽減されたもののやはりそれでも時間が相当かかりますので、市町とうまく連携をしながら、できるだけきめ細かなサービスということをお互いに求めていかなきゃならないかなと考えております。

(廣田委員)

ありがとうございます。他にご意見ございませんか。

(芹野委員)

アプリの登録者数が意外に少ないなという感じがします。みんな今手元にスマホがあって、本が好きな人はKindleから借りてまで読むような時代になってる中で、意外に少ないというところに、なんか使い勝手が悪いとか、もしくはちょっと広報が足りないとか、そういった何らかの問題点があるのではないかということについてはどうお考えになりますか。

(池田長崎図書館長)

アプリ登録者数は決して多いと思っておりません。ただ電子書籍のアクセス数は大体月平均2000件ぐらいあります。なぜかという、すでに利用カードを持っておられる方は、その番号を使用して電子書籍を見ることができますので、利用カードを持っている一定数の方は見ていらっしゃると思います。ただ、先ほどお話しましたが、図書館の利用登録をしていない方、例えば島地区や半島地区の方々も電子書籍を利用しようと思っても利用できませんので、主にそういった人たちを中心に、このアプリを使って登録する人の数を増やすということをやっているかなければいけないと思っているところです。

(芹野委員)

今のご説明の中にあつた、利用カードを持っていて、電子書籍で本を読んでいる方についての数字はどこに記載がありますか。

(池田長崎図書館長)

申し訳ありません、それは本日の資料に記載はありませんが、大体月平均2000件ぐらいで推移をしています。6ヶ月で12000件ちょっとのアクセス数があります。他県と比較するにしても条件が違いますが、アクセス数だけでいうと、かなり全国でも上位のアクセス数になっております。

(芹野委員)

であれば8ページの活動実績の中にそういった項目を設けた上で、数を追いかけていった方が実態と合ってくる気がしますので、今後そういうふうにされてください。

(池田長崎図書館長)

今回の資料については活動実績が令和4年度末の数字をもってお示ししましたので、今年度については、また改めて整理したものをご提示したいと思っております。

(廣田委員)

他にご意見ございませんか。ご質問等がなければ、以上で報告事項を終了いたします。次の審議から公開で行いますので、報道関係者の方は退席をお願いします。

午後5時15分、本日の会議を終了